

基準 39 消防法令上の内装規制

- 1 建基法令上では、床面 1.2m以下の部分は規制の範囲の対象としていないが、消防法令上においては、床面から規制の対象範囲になること。
- 2 次の(1)及び(2)に該当する押入れその他これに類するものの壁及び天井については、(3)に掲げる内装規定の適用にあたって室内に面する部分として取り扱わないものであること。◇
 - (1) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物に存すること。
 - (2) 収納のために人が内部に出入りするような規模及び形態を有していないこと。
 - (3) 内装規定
 - ア 令第 11 条第 2 項（屋内消火栓設備に関する基準）
 - イ 規則第 6 条第 2 項（大型消火器以外の消火器具の設置）
 - ウ 規則第 12 条の 2（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）

なお、第 2 項を適用するものにおいては、(1)による主要構造部の制限を受けないものであること。
 - エ 規則第 13 条（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）
 - オ 規則第 26 条第 5 項（避難器具の設置個数の減免）
- 3 室内等に天井まで達しない間仕切りを設けた場合で、当該間仕切りの高さが高い場合（高さが 2m以上のもの）や床に固定された場合など、仕切られた空間が 2 つ以上の別空間となるよう設けられた間仕切りは、上記(3)の内装規定の適用を受ける壁として取り扱うものであること。◇